

～制度調査部情報～

2007年9月28日 全4頁

会計基準のコンバージェンスの概要 その2

制度調査部
吉井 一洋

わが国の動向

【要約】

- 昨今のマーケットでは、会計基準のコンバージェンスが話題となっている。
- 会計基準のコンバージェンスについて、一部では、異なる会計基準がある場合に、これらの会計基準を完全に統一することを意味するとの誤解があるようだがそうではない。会計基準の違いを、相互に受入れが可能なレベルまで解消していくことをいう。
- 本稿では、わが国の対応状況をとりまとめる。

◎わが国においても、米国と欧州を中心とした会計基準の国際的なコンバージェンスに向けた動きに対応し、企業会計基準委員会（ASBJ）が、2005年3月、IASBとコンバージェンスに向けた共同プロジェクトを開始した。当初、コンバージェンスの対象となる項目も限定していたが、2006年3月には当該プロジェクトの作業を加速化する旨をIASBと合意した。2006年3月の時点では、調整項目として次のものがあげられていた。

短期に調整する項目	棚卸資産の評価基準（低価法）、関連当事者の開示、在外子会社の会計方針統一、新株発行費、リース、セグメント情報開示、工事契約、資産除去債務、金融商品の時価等の開示、投資不動産
長期に調整する項目	（1）優先的に取り組む項目 収益認識、財務諸表の表示（業績報告）、無形資産（研究開発費を含む）、連結の範囲（SPEを含む）、過年度遡及修正 （2）その他 企業結合（持分プーリング法、のれん、その他）、連結（会計処理）、公正価値の測定、負債と資本の区分、退職給付、認識の中止、金融商品、リース（オペレーショナル・リースのオンバランス化等）、棚卸資産（後入先出法）、固定資産、引当金、棚卸資産借入費用 など

◎2006年10月にはCESRから2005年6月に示された26項目について具体的な会計基準改定の工程表を公表した。その一方で、ASBJは米国のFASBとも、2006年5月に会計基準のコンバーズに向けた協議を開始している。

◎2007年8月には、ASBJとIASBは、以下を内容とする「東京合意」を公表している。

このレポートは、投資の参考となる情報提供を目的としたもので、投資勧誘を意図するものではありません。投資の決定はご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。内容に関する一切の権利は大和総研にあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。



- ①2005年7月にEUのCESRにより調整が必要と指摘された26項目については、2008年までに差異を解消するか代替可能となる結論を得る。
- ②2011年6月30日までの目標として、日本基準と国際会計基準の残りの差異についてコンバージェンスをもたらすものとする（ただし、2011年6月30日後に適用となる国際会計基準は対象としない）

◎①の26項目の概要と、2005年にEUのCESRから示された調整措置、現在の対応状況をまとめると図表1のとおりになる。

図表1 EUの同等性評価への対応(26項目)

項目	調整措置(2005.6報告)	現在の対応状況
企業結合(持分プーリング法) 連結(SPE) 在外子会社の会計方針統一	補完計算書	2007年秋にリサーチレポート、年内に論点整理 開示基準は完了、論点整理を年明けに公表？ 実務対応報告完成(2008年4月から適用)
ストックオプション 企業結合 結合日 R&D費 負の「のれん」	開示項目B	新基準・適用指針完成 持分プーリング法と合わせて検討 開発費の資産計上と同様 対応済み ※「のれん」の償却は調整の対象外 今後、検討具体化 新基準完成(2008年4月から適用) 検討開始、2007年後半に公開草案 2007年にPTを設けてリサーチ(IASBが歩み寄るべき項目) 2007年末までに論点整理 予定無し
棚卸資産(後入先出法) (低価法) 関連会社の会計方針統一 固定資産の減損 開発費の資産計上 農業	開示項目A	新基準・適用指針完成 持分プーリング法と合わせて検討 持分プーリング法と合わせて検討 持分プーリング法と合わせて検討 持分プーリング法と合わせて検討 未検討(保険プロジェクトに合わせて検討？) 会計基準・適用指針完成に向けて検討中 検討予定無し 資産除去債務と合わせて検討 今後、検討具体化 2007年にPTを設けてリサーチ(IASBが歩み寄るべき項目) 2007年7月に公開草案公表 2007年5月に論点整理を公表 今後、検討具体化
ストックオプション注記 企業結合 少数株主持分 段階取得 外貨建のれんの換算 保険契約(異常責任準備金) 工事契約 不良債権開示 廃棄費用 従業員給付(割引率等) 固定資産の減損(戻入れ) 金融商品の公正価値開示 資産除去債務 投資不動産 金融商品	今後の作業	予定無し

◎②については、企業結合の「のれん」の償却なども対象となる模様である。2006年3月にIASBと調整が合意された関連当事者開示、新株発行費、リース(ファイナンス・リース)、セグメント情報開示、過年度遡及修正なども挙げられる。このうち関連当事者開示、新株発行費、リースについては対応が終了しており、セグメント情報開示については会計基準案、過年度遡及修正に関しては論点整理が公表されている。

◎その他、②に関連する項目として、IASBとFASBのMOUにおいて示された下記の11の長期項目が考えられる。ASBJでは、このうち企業結合以外は、2011年6月末の時点でまだ適用されていないと考えている模様である。

- ・企業結合(実質的に終了)

- ・連結（SPEを含む）
- ・公正価値測定
- ・負債と株主持分（資本）の区分
- ・業績報告（包括利益など）
- ・退職後給付（年金を含む）
- ・収益認識
- ・認識の中止
- ・金融商品（現行基準の置換え）
- ・無形資産
- ・リース（オペレーショナル・リースのオン・バランス化）

◎なお、会計基準設定主体である ASBJ だけでなく、監督機関である金融庁も、日本の会計基準が受け入れられるよう EU や SEC と定期的な会合を開催している。今回の合意により、EU では、日本基準を IFRS と同等のものとして取り扱われる可能性は高まったと思われる。

◎しかし、米国の SEC が調整措置無しに受け入れるのは IASB が設定した IFRS に基づく財務諸表であり、特定の国や地域の基準を個別に受け入れる予定は無い（EU は IASB が設定した IFRS、をそのまま受け入れているわけではないが、用いているので受け入れられる可能性が高いと思われる）。さらに、日本企業が米国で資金調達をする際に、日本基準の財務諸表を調整表により調整して用いている企業は無く、米国基準の財務諸表を作成している。このような点から考えると、米国の SEC が 2009 年までに日本基準に基づく財務諸表を調整措置無しに受け入れる可能性は低いと思われる。

◎仮に、EU でわが国の会計基準が同等のものと受け入れられれば、わが国企業が EU で資金調達する際には、わが国の会計基準で作成した財務諸表を調整措置無しに用いることは可能となる。しかし、EU でも米国でも資金調達を行う必要がある企業の場合は、IFRS に基づく財務諸表を用いた方が、EU でも米国でも調整措置無しに資金調達できて便利である。今後、そのようなことを検討する企業も出てくるかもしれない。ただし、その際には、IFRS に基づく財務諸表の監査をどのようにして適正に行うかという問題は生じる。

◎近隣諸国では、韓国が 2011 年から IFRS を自国の会計基準として採用する。したがって、韓国企業の場合は、2011 年以降、米国でも EU でも自国の財務諸表を用いてそのまま資金調達できる可能性がある。その場合、韓国企業に比べると、わが国企業は国際資本市場における資金調達の面で不利な立場となる。

◎わが国としては、まずは EU において IFRS と同等であるとの評価を受けることが不可欠である。その上で、IFRS と同等の基準として米国に受け入れてもらう方法を模索することになるのではないと思われる。

◎状況によっては、日本企業が海外で IFRS に基づく財務諸表を用いて資金調達する場合は日本においても IFRS に基づく財務諸表の使用を認める、連結財務諸表は IFRS、個別財務諸表は日本基準

に基づくといった方法などが検討される可能性も否定はできない。